

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011

『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-29：情報—医療上の秘密保持の侵害

翻訳 大北全俊

2003年の4月18日、Xは彼女の同居しているパートナーと諍いになり、彼女は背中の中の右下のわきのところをナイフで刺された。彼女は国立病院に搬送された。担当した医師はXを診察し、背中の中の右下のわきのところの刺し傷はおよそ3センチメートルの長さにわたることに気づいた。さらに、彼女の衣服はひどく血に染まっていた。

刺し傷が腎臓を傷つけていないかはっきりさせるために、血液が混じっていないか尿の検査が必要であると医師はXに説明した。しかし、彼女はかたくなに尿検査を受けることを拒んだ。医師は彼女に麻酔をかけ、それから出血を止めるために縫合する治療をすることを最終的に決めた。医師は治療についてXに説明し、尿道カテーテルが体に挿入されることを彼女に告げた。Xは抵抗を示すことなく麻酔の注射を受け入れた。

Xが麻酔にかかっている間、医師は彼女の体にカテーテルを挿入することで尿のサンプルを採取した。採取された尿のサンプルは血液を含んではいなかったが、医師はXが違法な薬物を摂取しているのではと疑った。彼はそれゆえ簡単な薬物の検査を実施し、その結果アンフェタミンの陽性反応がでた。

その間に、Xの両親が彼女のもとを訪れた。医師は両親に彼女の傷の程度を説明し、そして彼女の尿サンプルから覚せい剤が検出されたことを知らせた。医師はさらにXの両親に、国家公務員として、自分はこの事実を警察に通報する責務があることを説明した。医師はそれから警察官に覚せい剤がXの尿サンプルから検出されたことを通報した。

医師はXの尿サンプル中に覚せい剤が検出されていることについて、彼女の両親と警察官に情報を開示するべきだったのだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えら得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO 医師はXの医療上の秘密保持に関する権利を守るよう責務がある。医師がXの両親と

警察官に情報を開示したという事実はその責務に違反するものであった。

YES 医師は警察に情報を開示するべきだった。なぜなら、覚せい剤の検出は重罪を犯していることを示しており、警察が将来的に覚せい剤に関する事案を防ぐために、そういった事案を開知させることは、公共の利益に叶うことであるからだ。警察への情報の開示に関する公共の利益は X の秘密保持とプライバシーの権利より重大である。しかしながら、医師は X の両親に情報を開示するべきではなかった。

本ケースについてのノート

判決

この事例は国の最高裁判所で審議された。裁判所は以下のような問いに取り組んだ。救急患者からサンプルを採取し医療目的で薬物検査を行った医師の通報を受けた警察官が尿サンプルを押収する場合、当該尿サンプルの入手のプロセスは違法なものであるか？

上述の事実に加えて、医師は被告である救急の患者から尿サンプルを採取し、治療の目的で薬物検出のためにサンプルを検査したということを裁判所は付け加えた。このことは、上記の行為には医療上の必要性があったことを示唆している。それゆえ、たとえ医師が被告から同意を得ていたとは見なせないとしても、医師の行為は違法な医療行為とみなされない。

さらに、必要な医療行為や検査の過程で患者から採取した尿サンプルに違法な薬物が検出されたという事実を医師が捜査機関に通報する場合、当該行為は正当化可能なものとして許容され、秘密保持の責務の違反にはあたらない。

ディスカッション 医療上の秘密保持の侵害

医療上の秘密保持は患者にとって重要かつ貴重な財産である。秘密保持を維持するという医師の責務のおかげで、患者は自分の個人的でプライベートな事柄が公衆の知るところとなるという恐れを抱くことなしに、自分の医師を頼り、自分の抱えている問題のあらゆることを暴露することが出来ると感じている。さらに、この医療上の秘密保持のため、患者は自らの問題のあらゆることを暴露するがゆえに、医師はもっとも有益な治療を患者に提供することが出来る。

患者の医療上の信頼を破棄することは以下の二つのレベルで危害と損害をひきこしうるだろう。一つは、プライベートなレベルであって、患者は情報開示ゆえに危害を被り、その後将来的に自分が受診する医師を信用しなくなる。二つ目は一般的なレベルであって、このようなことは公衆に、自分の医師を信用しないほうが良い場合があるというメッセージを送ることになるだろう。

このようなメッセージは患者が自分の医師に抱く信頼をひどく傷つけるものである。この事例について言えば、尿道カテーテルを挿入することがどういう結果をもたらすかということ、患者が理解していたか否かという問いについては十分には明確ではない。患者は、尿に血液が含まれているかどうか検査しないことの危険性を十分に知りながら、尿検査を受けることを固く拒んだ。彼女はカテーテルの挿入に引き続きそのような検査が行われたいということを再確認されるべきだった。カテーテルを挿入する唯一の目的が尿サンプルを採取することだったのなら、その場合この行為は身体的暴行を構成していた。

私たちの事例の場合、患者の年齢が分からないということに留意しなければならない。患者の陽性結果のでた薬物検査に関する情報を両親と共有することは、秘密保持に関する重大な違反にあたるかもしれない。

警察に知らされた情報について言えば、医師は、何よりもまず、患者の利益のために行わなければならないのだということに留意しなければならない。しかしながら、医師が警察の一員として行為し、患者にまつわる犯罪活動を見抜くために医療ケアの過程で不必要な検査を実施するのであれば、医師は医師として専門職者に付託されている権限を踏み越えている。

警察が捜査の過程で、患者がある犯罪に関わっており、医師が誠実な医療診療の過程で集められた関連情報を所持しているかもしれないという十分な根拠をもっているのであれば、警察は医師からそういった情報の提供を求めてもよいだろう。医師はデータの開示を拒否することで、このような状況下で公務を遂行する警察を妨害するべきではない。しかしながらこのことは、犯罪に関わる事柄の捜査員として、証拠を探し求めることだけのために医師自らが自発的に行為することとは全く異なる。医師による活動のこのような拡大によって、患者のなかには必要とされる保健医療を求めることを確実に阻まれるものもでてくるだろう。